条件付一般競争入札心得

1　入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格及び契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**消費税及び地方消費税を含む契約希望金額を入札書に記載**して下さい。

2　入札書記載事項等

入札書には、次の事項を記載しなければならない。

⑴　入札年月日

⑵　頭書に「入札書」である旨記載

⑶　入札金額

⑷　入札件名

⑸　あて名（あて名は「一戸町長　小野寺　美登」として下さい。）

⑹　入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、受任者氏名、頭書に「代理人」と記載する）

3　入札等

⑴　入札参加者は、代理人に入札をさせるときは、委任状（様式任意）を提出しなければならない。

⑵　郵送による入札の場合は、令和８年12月１日（火）午後５時までに公告に示す場所に提出のあったものを有効とする。

⑶　入札書は封筒に入れ、糊付け・封印すること。

4　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

⑴　民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札

⑵　入札に参加する資格を有しない者のした入札

⑶　委任状を提出しない代理人のした入札

⑷　記名押印をしていない入札

⑸　金額を訂正した入札

⑹　誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

⑺　同一に２通以上の入札をした者の入札

⑻　明らかに連合によると認められる入札

⑼　同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

⑽　共同企業体にあっては、その構成員全員の記名押印をしていない入札

⑾　その他入札に関する条件に違反した入札

5　落札者の決定

⑴　入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑵　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、はじめに、引く順番を決めるくじを入札業者番号順に行い、次に、決定した順番で落札者を決定するくじを行い落札者を決定する。なお、**郵送による入札書の提出の場合は、辞退したものとみなす**。

６　入札の不参加

⑴　入札参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者は入札に参加しなければならない。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合はこの限りではない。

⑵　⑴ただし書の規定により入札に参加できない場合には、次のア又はイに掲げるところにより申し出て契約担当者の承諾を受けなければならない。

ア　入札執行前にあっては、入札不参加願（様式任意）に詳細な理由を明記して契約担当課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達したものに限る。）すること。

イ　入札執行中にあっては、入札不参加願又はその旨を明記した入札書を提出すること。

⑶　⑵の規定により入札執行機関の承諾を受けて入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

７　公正な入札の確保

⑴　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

⑵　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

⑶　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

⑷　入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

８　入札保証金

入札保証金は、250,000 円を納付すること。ただし、次に掲げるいずれかの場合はこの限りでない。

ア　入札に参加しようとする者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結している場合。

イ　確実な担保を提供した場合。

９　契約締結の留意事項

⑴　落札者の決定後、請負契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

ア　地方自治法施行令第 167 条の４の第１項の規定に該当することとなったとき。

イ　その他著しい不適正な行為があったとき。

⑵　契約保証金は、一戸町財務規則第 130 条第２項に定める額を入札日から起算して 10 日以内（契約書作成の前まで）に納入のこと。ただし、次に掲げるいずれかの場合はこの限りでない。

ア　落札者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合。

イ　契約締結時に、確実な担保を提供した場合。

なお、落札者が契約を履行せず、契約を解除した場合は、契約保証金は町に帰属し、契約保証金の納付のないときは契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収する。